

千葉県報

定例
令和7年9月9日

第14074号

千葉県報

令和7年9月9日(火曜日)

主要目次

告示	千葉県NPO法人実態調査の実施	一
告示	急傾斜地崩壊危険区域の指定	一
告示	土地区画整理組合の事業計画の変更認可	二
告示	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(四件)	二
告示	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の廃止の届出	四
告示	建設業法に基づく処分	四
告示	監査委員公告	四
告示	監査結果の公表	四
告示	特定調達公告	四
告示	落札者等の公告	四

告示

千葉県告示第四百八十五号
 千葉県NPO法人実態調査を実施するので、千葉県統計調査条例(昭和二十五年千葉県条例第一号)第三条第二項の規定により次のとおり告示する。
 令和七年九月九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 調査の名称
千葉県NPO法人実態調査
- 調査の目的
本県の県民活動に対する施策を推進及び次期県民活動推進計画策定の基礎資料とするため、NPO法人における組織運営や財務状況等の現状及び活動上の課題などを調査することを目的とする。
- 調査事項
 - 法人の属性に関すること。
 - 事業及び活動全般の状況に関すること。
 - 財務状況に関すること。
 - 連携及び協働に関すること。

5 SDGsに関すること。

6 内閣府ウエブ報告システムの利用に関すること。

7 NPO法人制度に係るAIチャットボットの利用に関すること。

四 調査の範囲

千葉県又は千葉市認証のNPO法人

五 調査の期日

令和七年四月一日現在で行う。

六 調査の方法

知事が、四のNPO法人に調査票を配付し、報告を求めることにより行う。

七 結果の公表

知事は、調査結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。

千葉県告示第四百八十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所において縦覧に供する。
 令和七年九月九日

千葉県知事 熊谷 俊人

仲町二急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号から標柱第二〇号までを順次結んだ線及び標柱第二〇号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。
 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	市町村名	大字名	地番
一	成田市	仲町	三七〇番地先の道路敷
二	成田市	仲町	三七七番二
三	成田市	本町	五七一番一
四	成田市	本町	五七一番一
五	成田市	本町	五七〇番
六	成田市	本町	五七〇番
七	成田市	本町	五七〇番
八	成田市	本町	五六九番
九	成田市	本町	五六九番
一〇	成田市	本町	五六九番
一一	成田市	仲町	三八四番三

一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三八四番一	三八四番三	三八一番	三八一番	三八〇番一	三八〇番一	三八〇番一	三八〇番一	三七八番一	三七七番二

千葉県告示第四百八十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、四街道市物井新田土地区画整理組合の事業計画（事業施行期間及び資金計画）の変更を次のとおり認可した。

令和七年九月九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 組合の名称
四街道市物井新田土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
四街道市物井八四八番地
- 三 設立認可の年月日
平成二十一年十月六日
- 四 変更の内容
事業施行期間
変更前 平成二十一年十月六日から令和八年三月三十一日まで
変更後 平成二十一年十月六日から令和九年三月三十一日まで
変更認可の年月日
令和七年九月九日
- 五

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年九月九日から令和八年一月九日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮

すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月九日から令和八年一月九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和七年九月九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
金田東地区一〇―二街区商業施設
木更津市金田東二丁目一四番地一
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
NCSアールイーキャピタル株式会社 代表取締役 新井貴
東京都港区港南二丁目一五番三号
- 3 変更前の大規模小売店舗の所在地
木更津都市計画事業金田東特定土地区画整理事業一〇―二街区四画地
- 4 変更後の大規模小売店舗の所在地
木更津市金田東二丁目一四番地一
- 5 変更年月日
平成二十六年十一月十五日

二 届出年月日

令和六年十二月十日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年九月九日から令和八年一月九日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月九日から令和八年一月九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和七年九月九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クサリのアオキ馬立店
市原市馬立字出戸美一、九一六番地一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)八街ショッピングセンターB街区 八街市八街字後野分に二八六番二ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 大和リース株式会社 代表取締役 北哲弥 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 大和リース株式会社 代表取締役 森田俊作</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 大和リース株式会社 代表取締役 北哲弥</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 ウエルシア関東株式会社 代表取締役 鈴木孝之 埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目四七番地七</p>	<p>株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲 石川県白山市松本町二、五一二番地</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗の名称 スーパーガッツ馬立店</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗の名称 クスリのアオキ馬立店</p> <p>5 変更年月日 令和七年三月十二日</p> <p>二 届出年月日 令和七年三月二十一日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年九月九日から令和八年一月九日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月九日から令和八年一月九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年九月九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 P I A C I T Y y a c h i m a t a a s a h i 八街市八街字六万坪に二五二番地六ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社カスミ 代表取締役 塚田英明ほか 茨城県つくば市西大橋五九九番地一ほか</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社カスミ 代表取締役 塚田英明ほか</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹ほか</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社カスミ 代表取締役 塚田英明ほか</p>	<p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 未定</p> <p>7 変更年月日 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 令和三年四月一日 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 令和七年二月十七日</p> <p>二 届出年月日 令和七年二月十七日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び八街市経済環境部商工観光課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年九月九日から令和八年一月九日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月九日から令和八年一月九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年九月九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>

<p>7 変更年月日</p> <p>(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 令和三年四月一日及び令和六年三月一日</p> <p>(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 令和六年三月一日</p> <p>届出年月日 令和七年二月十七日</p> <p>縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び八街市経済環境部商工観光課</p>	<p>五 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業停止</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事という。）に係るもの</p> <p>2 期間 令和七年八月二十一日から令和八年八月二十日までの一年間</p> <p>六 処分の原因となった事実 令和七年二月二十五日に千葉地方裁判所から、刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第一項の規定により元役員を懲役刑に処する旨の判決（執行猶予付き）があり、これが確定しており、このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。</p> <p>七 処分をした日 令和七年八月二十日</p>
<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社イトーヨーカ堂姉崎店 市原市姉崎字鑑田六四五番地一</p> <p>二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 六、五六一平方メートル</p> <p>三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 〇平方メートル</p> <p>四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以下となった日 令和七年二月二十四日</p> <p>届出年月日 令和七年四月三十日</p>	<p>監査結果の公表 令和七年五月一日から同年八月三十一日までに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項及び第二項の規定により監査した結果を別冊のとおり公表する。 令和七年九月九日</p> <p>千葉県監査委員 小倉 明 千葉県監査委員 川口 明浩 千葉県監査委員 實川 隆 千葉県監査委員 坂下 しげき</p>
<p>建設業法に基づく処分 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり処分した。 令和七年九月九日</p> <p>一 商号 千東建設株式会社 千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>二 主たる営業所の所在地 市川市新田一丁目二三番一四号</p> <p>三 代表者の氏名 田口玲子</p> <p>四 許可番号 千葉県知事許可（般・特一六）第四九七八七号</p>	<p>特 定 調 達 公 告</p> <p>この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 落札者等の公表 次のとおり落札者等について公表する。 令和7年9月9日</p> <p>千葉県教育委員会教育長 杉野 可優 【掲載順序】 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部署の名称及び</p>

<p>所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①学習用ネットワークWLAN接続回線専用線化運用保守業務委託 ②千葉県教育庁教育振興部学習指導課 千葉県中央区市場町1番1号 ③令和7年4月1日 ④株式会社インターネットイニシアティブ 東京都千代田区富士見二丁目10番2号 ⑤930,395,400円 ⑥随意契約 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号</p>	
---	--

購読料

本号(別冊を含む。)

一部

四二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八